

平成30年度

第12回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成31年3月8日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、平成30年度第12回農業委員会総会を大多喜町役場本庁舎第3会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 地籍調査による地目認定について

議案第5号 平成31年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第7号 特定農地貸付け承認申請の承認について

議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について

議案第9号 農業委員会委員の辞任に関して同意を求める件について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

<出席委員> (7名)

1 番 委員：加曾利益弘

3 番 委員：森 紀久嗣

5 番 委員：渡辺忠洋

6 番 委員：吉野公博

7 番 委員：浅野幸男

8 番 委員：矢代とみ江

9 番 委員：山口 豊

<欠席委員> (3名)

2 番 委員：磯野義夫

4 番 委員：鈴木孝一

10 番 委員：押元康郎

<出席職員>

事務局長 西川栄一 事務局 小高一哉 加曾利英男

開 会（午後 2 時 0 0 分）

事務局長（西川）

本日はお忙しいところ、ご出席を頂きありがとうございます。

只今から平成 30 年度第 12 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は 7 名の出席を頂いておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

なお、2 番磯野委員、4 番鈴木委員、10 番押元委員から本日都合により欠席との連絡を受けておりますので、報告いたします。

会議中に質疑のある方は、挙手をお願いします。議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

また、本日は押元会長が欠席ということですので、大多喜町農業委員会会議規則第 4 条の規定により、森副会長に会長の職務を代理していただき、同規則第 8 条の規定により、議長をお願いします。

議長（森副会長）

議事日程 3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は、9 番の矢代委員、1 番の加曽利委員をお願いします。

それでは、早速ですが議事日程 4 の議件に入らせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（加曽利）

1 ページをお開きください。議案第 1 号につきましては、申請案件が 4 件ありますので、先一括して事務局で説明させていただいた後に 1 案件ごとに審議願います。それでは、説明させていただきます。農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 31 年 3 月 8 日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 30、所在・地番 堀之内地先外 1 筆、地目 畑、地籍合計 1,606 m²、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大

多喜町〇〇〇〇氏、事由 譲受人 贈与を受け、農地の維持管理を継続して行いたいため。譲渡人 高齢で耕作困難であり、後継者もないため親族に贈与したい。権利内容 贈与による所有権移転。

番号31、所在・地番 八声地先外1筆、地目 田、地籍合計4,553㎡、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 譲受人 贈与を受け、農地の維持管理を継続して行いたいため。譲渡人 高齢で耕作困難であり、後継者もないため親族に贈与したい。権利内容 贈与による所有権移転。

番号32、所在・地番 柳原地先外3筆、地目 田及び畑、地籍合計1,312㎡、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 八千代市〇〇〇〇氏、事由 譲受人 自作地に近いので買い受けたい。譲渡人 遠方で耕作できないので譲り渡したい。権利内容、売買による所有権移転。

番号33、所在・地番 下大多喜地先外7筆、地目 田、地籍合計6,852㎡、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 いすみ市〇〇〇〇氏、事由 譲受人 経営規模拡大のため買い受けたい。譲渡人 離農するため譲り渡したい。権利内容、売買による所有権移転。

なお、譲受人の権利取得後の農業経営の実態は4ページに記載のとおりです。本件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。事務局からは、以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。議案第1号番号30及び番号31については、6番の吉野委員が現地調査を担当してくださいましたので、一括で報告をお願いします。

吉野委員（6番）

それでは、番号30及び番号31について説明させていただきます。最初に番号30ですが、申請地の場所は資料3-30のとおりとなっております。現況は、畑に何か作っている状況ではありませんが、草刈りしていつでも耕作できるよう管理されております。譲受人は、ここで作物を耕作するとの事ですので何も問題ないと思われます。

次に番号31ですが、申請地は資料3-31のとおりとなっております。この土地は、以前から譲受人が耕作していたので、こちらも何も問題ないと思われます。どうぞご審

議の程よろしく申し上げます。以上です。

議長（森副会長）

担当委員の報告が終わりましたが、質疑のある方は発言願います。

議 場

質問・意見等なし

議長（森副会長）

質疑がないようですので番号３０及び番号３１については、許可することとしてよろしいでしょうか。

議 場

異議なし

議長（森副会長）

異議なしと認め番号３０及び番号３１について、原案どおり許可することと決定します。

次に番号３２については、１０番の押元委員が現地調査を担当していただきましたが、本日の欠席の為、事務局から報告をお願いします。

事務局（加曾利）

それでは、現地調査を行った押元委員の報告書を基に、事務局からご説明させていただきます。審議資料と言うことで、委員皆様に配布しております資料をご覧ください。

現地は、休耕中ですが草刈り等を行っており、管理させている状態なので、そこを取得して耕作することは全く問題ないとの事です。以上です。

議長（森副会長）

報告が終わりましたが、質疑のある方は発言願います。

議 場

質問・意見等なし

議長（森副会長）

質疑がないようですので番号３２については、許可することとしてよろしいでしょうか。

議 場

異議なし

議長（森副会長）

異議なしと認め番号３２について、原案どおり許可することと決定します。

次に番号３３については、９番の矢代委員が現地調査を担当していただきましたが、報告をお願いします。

矢代委員（9 番）

議案第 1 号 3 3 番について、3 月 1 日の午前中に現地調査を行ってきましたのでご報告いたします。

申請地の場所は、資料 3－3 3 の案内図のとおりです。全 8 筆の内 1 筆だけが保全管理の状態となっていて、他の筆は水稻を耕作しています。義務者は、もともとは地元の人で、この土地は相続されたものとなっており、今まで子供が仕事をしながら耕作しておりましたが、自宅から耕作地までが離れているため徐々に大変になり、どなたか耕作してくれる人がいれば譲りたいと思っていたところ、〇〇さんが経営規模を拡大するために土地を探していると聞き、話をしたところ周辺にも耕作している田があるため購入することに決めたそうです。特に問題となる事は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。以上です。

議長（森副会長）

矢代委員の現地報告が終わりましたが、質疑のある方は発言願います。

浅野委員（6 番）

義務者は〇〇さんの姉か妹になるのですか。

矢代委員（9 番）

実家には誰も住んでいないので、姉の〇〇さんに相続されたそうです。

浅野委員（6 番）

ありがとうございます

議長（森副会長）

他に質疑のある方は発言願います。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（森副会長）

質疑がないようですので番号 3 3 については、許可することとしてよろしいでしょうか。

議 場

————— 異議なし —————

議長（森副会長）

異議なしと認め番号 3 3 について原案どおり許可することと決定します。これで議案第 1 号がすべて終了しました。

続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（加曾利）

5 ページをお開きください。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。下記により農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 31 年 3 月 8 日提出。大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 33、所在・地番 部田地先外 1 筆、地目 田、地籍合計 1,699 m²、農地種別 2 種、農用地区域外 外、権利者大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由経営の多角化のため、申請地を譲り受け太陽光発電施設を設置したい。以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

議案第 2 号については、6 番の吉野委員が現地調査を担当しましたので、報告願います。

吉野議員（6 番）

現地調査を行いましたので報告します。

番号 33 の申請地の場所は、資料 5-33 の案内図のとおりとなっています。地目が田となっていますが、現在は畑の状態となっています。隣接地は、工場と義務者が営んでいる食堂となりますので、何も問題は無いと思われます。よろしくご審議の程お願いします。以上です。

議長（森副会長）

担当委員の報告が終わりましたが、質疑のある方は発言願います。

議 場

質問・意見等なし

議長（森副会長）

質問が無いようです。議案第 2 号について許可相当とすることとしてよろしいでしょうか。

議 場

異議なし

議長（森副会長）

それでは議案第 2 号については許可相当することに決定します。

続いて、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局（加曾利）

本案について、事務局より説明願います。

6 ページをお開きください。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について。下記により農地法第 5 条の規定による許可後の計画の変更について申請があったので、その可否について意見を求める。平成 31 年 3 月 8 日提出。大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

議案第 3 号は農地法第 5 条の許可を受けた件について、計画変更の承認申請があったもので、本件については、1 月 8 日の総会で許可相当とされ、1 月 29 日付けで千葉県知事の許可を受けた案件ですが、この件について権利の内容のみ変更しようとするもので、当初は「転用を伴う賃借権設定」であったものを「転用を伴う地上権設定」に変更しようとするものです。他の内容については変更ありません。

なお、賃借権と地上権の主な違いですが、いずれも他人の土地を利用する権利としては同じですが、地上権は土地の所有者だけでなく借地権をあらゆる人に対抗でき、土地所有者の承諾なしに借地権を譲渡できます。

これに対し賃借権の場合は、基本的には土地の貸付者にしか権利を主張できず、借地権を譲渡する場合には、土地の貸付者の承諾を必要とします。

なお、権利内容の変更のみですので、現地調査は依頼しておりません。

それでは、内容についてご説明します。なお、申請案件が 5 件ありますので、先に一括して事務局で説明させていただいた後に番号 2 から 6 までを一括して審議願います。

番号 2、所在・地番 三条地先外 1 筆、地目 田、地籍合計 1,110 m²、農地種別 2 種、農用地区域外 外、権利者 福岡県〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、変更内容、変更前 転用を伴う賃借権設定。変更後 転用を伴う地上権設定。変更理由 契約内容変更のため。

次のページをお開きください。

番号 3、所在・地番 三条地先外 3 筆、地目 田、地籍合計 5,062 m²、農地種別 2 種、農用地区域外 外、権利者 福岡県〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、以下番号 2 に同じです。

番号 4、所在・地番 三条地先外 5 筆、地目 田、地籍合

計 5,745 m²、農地種別 2 種、農用地区域外 外、権利者 福岡県〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、以下番号 2 に同じです。

番号 5、所在・地番 三条地先、地目 田、地籍 1,510 m²、農地種別 2 種、農用地区域外 外、権利者 福岡県〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、以下番号 2 に同じです。

番号 6、所在・地番 三条地先、地目 田、地籍 280 m²、農地種別 2 種、農用地区域外 外、権利者 福岡県〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、以下番号 3 に同じです。

以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。質疑のある方は発言願います。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（森副会長）

質問が無いようです。議案第 3 号について許可相当とすることとしてよろしいでしょうか。

議 場

————— 異議なし —————

議長（森副会長）

それでは議案第 3 号については許可相当することに決定します。続いて、議案第 4 号 地籍調査による農地の地目認定についてを議題とします。それでは、事務局により説明願います。

事務局（加曾利）

9 ページをお開きください。議案第 4 号 地籍調査による農地の地目認定について。「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について、地籍調査による下記農地の地目を認定するにあたり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成 31 年 3 月 8 日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

本件につきましては、地積調査において登記簿上の地目が農地である土地の地目の認定に関して、町長から意見を求められたもので、地区としては、堀之内、八声、柳原及び上原地区で、筆数は 48 筆でございます。

現地調査ですが、大半が上原地区であったことから、山口委員に依頼し、2 月 21 日に事務局、建設課同行の下、行い

ました。

農地以外として使用されるようになってから20年以上
けいかしているかどうか等を判断基準として全筆現地調査
をした結果、2筆については、農地以外に地目変更するこ
とに適當でないと判断し、他の土地に関しては、農地以外に地
目変更することについて適當であると判断いたしました。

農地以外に地目変更することについて適當ではないと判
断した2筆は10ページですが、一番左に一連番号がふつて
ありますが、この2番と3番でございます。2番については、
周辺はやや荒れているものの、土地の大部分が畑と認められ
ること。3番については建物敷地及び庭として使用されてお
りますが、農地以外となってから20年が経過していないこ
とから、農地法の許可を得ることが相当と考えられ、農地以
外に地目変更することは適當でないと判断したものです。

その他の筆に関しては、農地以外になってから相当の期間
が経過していると認められ、農地以外に地目変更することが
適當であると判断いたしました。事務局からは以上です。

議長（森副会長）

事務局からの説明が終わりましたが、議案第4号について
は、8番山口委員が現地調査を担当していただきましたの
で、事務局の説明に補足がありましたらお願いします。

山口委員（8番）

とにかく大変でした。写真を見てもわかるように急峻な山
を降ったり昇ったりするので、午後にはくたくたになりました
。雑木等が20年経過していると農地に復元が無理だと痛
感しました。昔の人は、大変なところで耕作していたんだな
って感心しました。以上、調査報告させていただきます。

議長（森副会長）

事務局及び山口委員からの説明が終わりました。質問のあ
る方はお願いします。

吉野委員（6番）

来年もこの業務は予定されているのでしょうか。

事務局（小高）

今のところ、堀之内の残りと粟又があると聞いておりま
す。

議長（森副会長）

他に質疑のある方は発言願います。

議 場

質問・意見等なし

議長（森副会長）

質問が無いようですので、採決いたします。本件について、原案どおり決定することでご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（森副会長）

それでは、異議なしと認め議案第４号については、全て原案どおり決定となりました。

続いて、議案第５号 平成３１年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定についてを議題とします。それでは、事務局により説明願います。

事務局（加曾利）

１２ページをお開きください。

議案第５号 平成３１年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定について。

平成３１年度大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金の設定についてその可否について意見を求める。
平成３１年３月８日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

大多喜町農作業標準賃金及び機械による標準作業料金（案）別添のとおり。

３１年度の標準賃金及び標準作業料金でございますが、１３ページの表のとおり提案させていただきました。

３０年度との比較でございますが、賃金の畑作業について現行は７，２００円でございますが、これを７，４００円に引き上げることで提案させていただきました。

理由としては平成３０年１０月１日から適用されている千葉県最低賃金が従来から２７円引き上げられ、時間給が８９５円となりました。このことから来年度に今年と同じ上げ幅で引き上げがあると仮定しますと時間給が９２２円となり、１日８時間労働するとしますと７，３７６円となり、現行の７，２００円では最低賃金を下回ることから、７，４００円に引き上げることで提案させていただいたものでございます。

また、機械による作業料金については、トラクターによる水田耕起について１０アール当たり５，９００円から６，０００円に引き上げることで提案させていただきました。

理由としましては、燃料価格の値上がりにより、千葉県農業会議が定めた標準農作業の料金のトラクターによる水田耕起が10アール当たり5,900円から6,100円に200円上昇したことにより、本町においても100円の引き上げを提案させていただきました。

その他につきましては、30年度と同額でございます。以上でございます。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（森副会長）

質問が無いようですので、採決いたします。本件について、原案どおり決定することでご異議ございませんか。

異議なし

議長（森副会長）

議案第5号については、異議無いものと認め、以上のとおり決定しました。

続いて、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは、事務局により説明願います。

事務局（加曾利）

14ページをお開きください。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。
平成31年3月8日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

大多喜町農地利用集積計画は、15ページからのとおりとなっております。公告を予定する日が平成31年3月12日ということでございます。

今回の案件は、番号30-83から98まで17件あります。内訳は、新規設定11件、再設定6件となっております。再設定については、利用権を設定する土地及び利用権の条件

が再設定前と変更が無いため、説明を省かせていただき、新規設定のみ説明させていただきます。

15 ページをお開きください。

番号30-83、所在地番 原内地先、地目 田、地籍 587 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ 10 kg、利用権設定の期間 3 年、期間が平成31年3月12日から平成34年3月11日まで、借賃の支払 毎年10月10日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号30-87、所在地番 堀之内地先外2筆、地目 田、地籍合計 5,701 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ 10a 当り 30 kg、利用権設定の期間 5 年、期間が平成31年3月12日から平成36年3月11日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号30-88、所在地番 堀之内地先、地目 田、地籍 1,671 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ 10a 当り 30 kg、利用権設定の期間 5 年、期間が平成31年3月12日から平成36年3月11日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号30-89-1、所在地番 横山地先外3筆、地目 畑、地籍合計 3,323 m²、利用計画は水田として利用、使用貸借権の新設定であり、利用権設定の期間 5 年、期間が平成31年3月12日から平成36年3月11日まで、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号30-89-2、所在地番 泉水地先外1筆、地目 田、地籍合計 7,370 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ 420 kg、利用権設定の期間 5 年、期間が平成31年3月12日から平成36年3月11日まで、借賃の支払 毎年10月30日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号30-92、所在地番 下大多喜地先外3筆、地目 田、地籍合計 8,033 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ 450 kg、利用権設定の期間 10 年、期間が平成31年3月12日から平成41年3

月 11 日まで、借賃の支払 毎年 9 月 30 日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 30-93、所在地番 下大多喜地先、地目 田、地籍 527 m²、利用計画は水田として利用、使用貸借権の新設定であり、利用権設定の期間 10 年、期間が平成 31 年 3 月 12 日から平成 41 年 3 月 11 日まで、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 30-95、所在地番 下大多喜地先外 2 筆、地目 田、地籍合計 6,513 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 10a 当り 15,000 円、利用権設定の期間 5 年、期間が平成 31 年 3 月 12 日から平成 36 年 3 月 11 日まで、借賃の支払 毎年 9 月 30 日までに口座振替、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 市原市〇〇〇〇氏。

番号 30-96、所在地番 下大多喜地先、地目 田、地籍 1,400 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ 90kg、利用権設定の期間 5 年、期間が平成 31 年 3 月 12 日から平成 36 年 3 月 11 日まで、借賃の支払 毎年 10 月 1 日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 30-97、所在地番 泉水地先外 1 筆、地目 田、地籍合計 718 m²、利用計画は水田として利用、使用貸借権の新設定であり、利用権設定の期間 6 年、期間が平成 31 年 3 月 12 日から平成 37 年 3 月 11 日まで、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 30-98、所在地番 下大多喜地先、地目 田、地籍 1,795 m²、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ 60kg、利用権設定の期間 6 年、期間が平成 31 年 3 月 12 日から平成 37 年 3 月 11 日まで、借賃の支払 毎年 9 月 30 日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。以上です。

議長（森副会長）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたが、本議案の中、整理番号 30-85 及び 86 については、私の同家親族の案件です。このため、大多喜町農業委員会会議規則第 11 条に規定する議事参与の制限により、議事に参加できないので、したがって一旦議長の席を降りることになりますので、その間慣例により在席されている委員の中で年

長の浅野委員に議長をお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。

議 場

異議なし

議長（森副会長）

異議なしの声がありましたので、浅野委員が議長となり、議事の進行をお願いしたいと思います。

（森委員、議場を退室。）

議長（浅野委員）

番号30－85、86について審議したいと思います。質問のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（浅野委員）

質問が無いようですので、番号30－85、86について、原案どおり決定することでご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（浅野委員）

異議なしと認め、番号30－85、86について、原案どおり決定することとします。

それでは、これで議長の席を下させていただきます。ご協力ありがとうございました。

（森委員、議場へ入室。）

議長（森副会長）

引き続き残りの案件を一括審議したいと思います。質疑等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（森副会長）

質問が無いようですので、採決いたします。本件について、原案どおり決定することでご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（森副会長）

異議なしの声多数です。よって、議案第6号について、原

事務局（加曾利）

案どおり決定することとします。

続いて、議案第7号 特定農地貸付承認申請の承認についてを議題とします。それでは、事務局により説明願います。

37ページをお開きください。

議案第7号 特定農地貸付承認申請の承認について。下記のとおり特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請があったので、その可否について意見を求める。平成31年3月8日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

本件につきましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定により申請があったもので、同条第3項の規定により、農業委員会は同項各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、承認するものとするになっております。

この要件とは、申請地の周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、申請地が適切な位置にあり、妥当な規模を超えないもの。貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。農地の貸付け期間、農地の適切な利用を確保するための方法等が農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであることなどとなっています。

それでは申請内容ですが、39ページをお開きください。貸付規程の概要でございますが、第2に記載してありますが、貸付の主体は、有限会社たけゆらの里大多喜でございます。

次に第3貸付け対象地は別表のとおりということで、41ページをお開きください。

次に左のページの一番上、第7の2項でございますが、選考方法につきまして、応募者が募集した数を上回るときは、抽選により借受者を決定することを定めております。

次に43ページからは町とたけゆらの里大多喜との協定書で、協定の中で、貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項、周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項などについて、町とたけゆらの里大多喜が協定を結び、貸付事業の主体はたけゆらの里大多喜ですが、町が入ることにより、事業の適正な執行を担保することとして

おります。以上でございます。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。この案件については初めての事なので質疑等のある方はお願いします。

吉野委員（6番）

1区画15㎡辺り年間10,000円となっておりますが、この金額がこの辺りの地域の相場なのでしょうか。

事務局（小高）

管理方法の違いによりますが、近隣ですと5,000円から10,000円が相場となっています。

議長（森副会長）

たけゆらの里大多喜と町との関係はどのようになっているのですか。

事務局（小高）

町が出資している有限会社となります。

山口委員（8番）

農園を借りている方が、いろいろ設備を要求し、それを改善した場合、賃料は増額となるのでしょうか。

事務局（小高）

今の件については、貸付主体の考えがありますので、こちらでは何も言えません。しかし、貸付条件に賃料の値上げに関する規定がないことから、その時は再度農業委員会総会にて承認が必要かと思われます。

議長（森副会長）

他に質問等ございませんでしょうか。

議 場

質問・意見等なし

議長（森副会長）

質問が無いようですので、採決いたします。本件について、原案どおり承認することでご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（森副会長）

異議なしの声多数です。よって、承認することに決定いたしました。

続いて、議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてを議題とします。それでは、事務局により説明願います。

46 ページをお開きください。

議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について。農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり農地利用の最適化の推進に関する指針を定めたいので、その可否について意見を求める。平成31年3月8日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

この件につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第1項により「農業委員会は、農用地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならない」と定められていることから、本町における農用地等の利用の最適化の推進に関する目標、最適化の推進方法等について指針を定めようとするものです。

なお、指針を定めるときは、第7条第2項により、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされていることから、指針案を示して、意見聴取をしたところ別冊資料の〇ページのとおりの意見をいただきましたが、指針の案について特に影響があるものはありませんでした。ただ、管内の農地面積が実際より多いのではないかと意見をいただきましたが、この面積につきましては、例年行っている遊休農地調査の数値を使用しておりますので、了承いただきたいと思います。

指針案の概要ですが、平成36年度を目標とし、農業委員及び最適化推進委員の任期である3年ごとに見直しをすることとしています。

47ページの1の(1)の表には遊休農地の現状と農地に占める割合を記載してあります。

平成30年4月現在の管内農地面積と遊休農地面積は毎年行っている遊休農地調査の数値を使用しております。管内の農地面積は年間5haの減少を見込み、遊休農地面積は平成36年度までに8ha減少させ、遊休農地の割合を6.4%以下にすることを目標として定めています。

このための方策として遊休農地の所有者の利用の意向の把握、中間管理機構との連携、担い手への農地の集積を進めていくことなどを推進していくことを定めています。

また、企業も含めた新規就農者の参入を促進していくことを定めています。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

議長（森副会長）

質問が無いようですので、採決いたします。本件について、原案どおり決定することでご異議ございませんか。

議 場

異議なし

議長（森副会長）

異議なしの声多数です。よって、原案どおり制定することに決定いたしました。

続いて、議案第9号 農業委員会委員の辞任に関して同意を求める件についてを議題とします。それでは、事務局により説明願います。

事務局（加曾利）

49ページをお開きください。

議案第9号 農業委員会委員の辞任に関して同意を求める件について。下記の委員から農業委員会委員を辞任したい旨の願いがあったので、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により同意を求める。平成31年3月8日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

農業委員会等に関する法律第13条第1項では「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と定めています。

〇〇委員につきましては、昨年12月に手術を行い、現在入院加療中で、当分の間、農業委員としての職務を遂行できないとのことで、3月31日をもって辞任したいとの願い出がありましたので、法律の規定により農業委員会の同意を得ようとするものです。以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

議 場

後任はどのように決めるのですか。

議長（森副会長）

それについては、4月以降に大多喜町農業委員会農業委員

事務局（加曽利）	の選任に関する要綱の規定により公募によるものとします。
議長（森副会長）	他に質問のある方はお願いします。
議 場	_____ 質問・意見等なし _____
議長（森副会長）	質問が無いようですので、採決いたします。本件について、 原案どおり同意することでご異議ございませんか。
議 長	_____ 異議なし _____
議長（森副会長）	異議なしの声多数です。よって、同意することに決定いたしました。 議件は以上をもって終了となります。 続いて、報告事項について事務局よりお願いします。
事務局（加曽利）	50ページをお開きください。 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成31年3月8日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。 番号37、所在・地番 平沢地先外21筆、地目 田及び畑、地籍合計16,567㎡、登記原因・日付 相続 平成31年1月24日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。 番号38、所在・地番 笛倉地先外2筆、地目 畑、地籍合計1,378㎡、登記原因・日付 相続 平成31年1月30日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。 番号39、所在・地番 中野地先外5筆、地目 田及び畑、地籍合計2,598㎡、登記原因・日付 相続 平成31年2月4日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。 番号40、所在・地番 下大多喜地先外3筆、地目 田及び畑、地籍合計2,358㎡、登記原因・日付 相続 平成31年2月20日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。 番号41、所在・地番 栗又地先外31筆、地目 田及び畑、地籍合計19,074.42㎡、登記原因・日付 相続 平成31年2月7日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。 報告事項の説明については以上です。

議長（森副会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。
す。つづいて、議事日程6のその他に入ります。
事務局から何かありますか。

事務局長（西川）

事務局からは特にありません。
委員さんの方から何かありますでしょうか。
特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉
会させていただきます。

閉 会（午後3時53分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月8日

会 長 森 紀久嗣

署名委員 永代とけ江

署名委員 加曾利 益弘